

障がいがある人への「合理的配慮」を提供できていますか？

障がい福祉課障がい福祉係 ☎(63)2176

障がいがある人は、社会の中にある障壁（バリア）によって生活しづらい場面があります。「合理的配慮」とは、バリアを取り除いてほしいという意思表示があった際に、無理のない範囲で対応することをいいます。

障害者差別解消法では、**行政機関及び民間事業者**の合理的配慮の提供を義務付けています。共生社会の実現に向けどんなことができるのか、その具体例を紹介します。



窓口で

耳が聴こえにくい人に筆談で伝える。



飲食店で

車椅子でも座れる席を確保する。



職場で

特性に応じて作業環境を整える(光や音に過敏な方に対しパーテーションを設置して集中しやすい環境にするなど)。

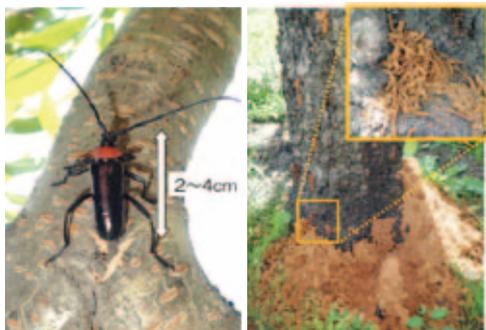


対話を通じ、お互いの状況の理解に努め、柔軟に対応策を検討することが重要です！

合理的配慮について詳しくは、政府広報オンラインのページをご確認ください。



「クビアカツヤカミキリ」の被害拡大防止にご協力ください。



林政課森林保全係 ☎(63)2187
農政課農産振興係 ☎(63)2192

クビアカツヤカミキリは、幼虫がモモ、ウメ、サクラ等の樹木内部を食い荒らし、樹木を衰弱・枯死させる新害虫です。現在、市内でも被害が発生しており、今後、発生地域が拡大することが懸念されます。

成虫やフラス(幼虫の糞と木くずがまじったもの【写真右】)を発見したときは、被害拡大防止のため以下のとおりご協力をお願いします。

成虫を発見したときは

成虫を発見したときは、踏みつけるなどして捕殺してください。捕殺後、発見日時、場所等を林政課(農業被害については農政課)に連絡してください。

特定外来生物に指定されていますので「**生きたまま運ぶこと**」「**飼育すること**」「**他の場所に放すこと**」等は禁止されています。

フラスを発見したときは

サクラ、サクランボ、ウメ、スモモ、モモ、ハナモモ、アンズ、プルーン、アーモンドの木からフラス排出を確認した場合は、樹木がクビアカツヤカミキリの被害を受けている可能性があります。林政課(農業被害については農政課)までご連絡ください。

被害にあったときは(防除対策等)

樹木の所有者または管理者には被害木の伐採、薬剤処理、成虫の飛散防止用ネット巻き等の対応をお願いしています。補助制度については林政課(農業被害は農政課)へお問い合わせください。

